

## EM モバイルデータ通信（3G）サービス利用規約

### 第1章 総則

#### 第1条 （規約の適用）

1. 株式会社ピーシーデポコーポレーション（以下「当社」といいます。）は、当社のプレミアムサービス等会員制保守サービスの契約者に遵守されるプレミアムメンバー会員規約（<http://www.pcdepot.co.jp/shop/tsp/agreement/p01.pdf>）の個別規定として、EM 高速モバイルデータ通信（LTE）サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより EM モバイルデータ通信（3G）サービスを含む月額保守サービス（以下「モバイル 3G 通信サービス」といいます。当社がこの規約以外の提供条件により提供するものを除きます。）を提供します。
2. モバイル 3G 通信サービスは、ソフトバンク株式会社（以下「移動通信事業者」といいます。）の提供する移動通信サービスを利用して当社が提供する、無線インターネット専用サービスです。
3. 本規約はプレミアムメンバー会員規約の一部を構成するものであり、モバイル 3G 通信サービスの契約者は、プレミアムメンバー会員規約を承諾したものとします。
4. 本規約に定めのない事項はプレミアムメンバー会員規約によるものとします。また、本規約に定める内容とプレミアムメンバー会員規約に定める内容が異なる場合には、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。
5. モバイル 3G 通信サービスの提供条件については、本規約に定めのある場合を除き、移動通信事業者の「EMOBILE 通信サービス契約約款（データ通信編）」（以下「約款」といいます。）によるものとします。

#### 第2条 （規約の変更）

1. 当社は、この約款を変更することがあります。その場合には、モバイル 3G 通信サービスの利用条件、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。
2. モバイル 3G 通信サービスの提供条件の変更内容が、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。）第 21 条の 2 の 2 第 5 項第 3 号に該当する事項の変更又はモバイル 3G 通信サービスの一部もしくは全部の廃止となるときは、個別に通知する方法又は当社のホームページに掲示する方法により説明します。

#### 第3条 （定義）

本規約における用語は、それぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「電気通信設備」とは、電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいいます。
- (2) 「電気通信回線設備」とは、送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。
- (3) 「電気通信サービス」とは、電気通信設備を使用して他人の通信を媒介し、又は電気通信設備を他人の通信の用に供することをいいます。
- (4) 「EMOBILE 通信サービス」とは、DS-CDMA 方式により符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備を利用して行う電気通信サービスのことをいいます。
- (5) 「パケット通信」とは、電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、又は受ける通信をいいます。
- (6) 「契約者回線」とは、モバイル 3G 通信サービスの会員契約に基づいて無線基地局設備と契約の申込者が指定する無線機器との間に設定される電気通信回線をいいます。
- (7) 「端末設備」とは、契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるものをいいます。
- (8) 「自営電気通信設備」とは、契約者が本 SIM カードを利用するため自ら用意する端末設備（当社が契約者に販売した機器も含みます。）をいいます。
- (9) 「無線機器」とは、モバイル 3G 通信サービスの会員契約に基づいて陸上（河川、湖沼及び国内の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。）において使用されるアンテナ及び無線送受信装置（移動通信事業者が無線局の許可を受けることができるもの及び EMOBILE 通信サービスの契約者回線に接続できるものに限り、）を有する端末設備又は自営電気通信設備をいいます。
- (10) 「EM Chip」とは、契約者識別番号その他情報を記憶することができる IC カードで、当社が EMOBILE 通信サービスを提供するために契

約者に貸与するものをいいます。本規約では「本 SIM カード」といいます。

- (11) 「ユニバーサルサービス料」とは、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。）に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金をいいます。
- (12) 「消費税相当額」とは、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。

#### **第 4 条 （サービスの申込及び付加機能サービスの申込）**

当社が販売する月額保守サービスにおいてモバイル 3G 通信サービスを含む商品種別への入会を申込み場合、本規約とプレミアムメンバー会員規約を併せて承諾し、当社が審査の上入会を承諾した契約者を本会員といたします。

#### **第 5 条 （移動通信事業者との契約）**

本会員は、モバイル 3G 通信サービスを利用するにあたり、無線インターネット専用サービスの提供を受けるため、移動通信事業者の定める約款に基づき、本会員と移動通信事業者との間で接続契約が締結され、モバイル 3G 通信サービスの利用の終了により接続契約が解除されることを了承します。その場合、当社が当該接続契約の申込及び解除を移動通信事業者に取次ぐものとします。なお、本会員において特段の手続きは不要です。

### **第 2 章 サービスの提供等**

#### **第 6 条 （サービスの種類）**

1. モバイル 3G 通信サービスは、移動通信事業者が約款に定める EMOBILE 通信サービスのうち、「データプラン B」を提供する無線インターネット専用サービスを含む月額保守サービスです。
2. モバイル 3G 通信サービスは、移動通信事業者が約款に定めるデータ通信サービス B の区分で提供するサービスであり、1 契約につき契約者識別番号 1 番号を利用してパケット通信を行うサービスです。

#### **第 7 条 （通信サービスの種類）**

モバイル 3G 通信サービスで提供する EMOBILE 通信サービスは、DS-CDMA 方式により伝送交換を行う通信サービスです。本会員が使用する移動無線端末によって、最大通信速度等が変わる場合があります。

#### **第 8 条 （通信利用の条件等）**

1. モバイル 3G 通信サービスを利用できる区域について、移動通信事業者の通信区域のとおりとします。
2. 前項で規定する区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。
3. モバイル 3G 通信サービスは、ベストエフォート方式を採用しているため、実際にインターネット接続を行った際の速度を保証するものではありません。電波状況や回線の混雑状況、ご利用の無線機器により通信速度が異なります。
4. 当社は、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設を行うことがあります。この場合において、第 1 項の区域内であっても、通信を行うことができなくなる場合があります。

#### **第 9 条 （通信利用の制限）**

1. 本会員が、1 の料金月において当該料金月内の本会員の通信が 5 ギガバイトを超えたときからその当該料金月の末日までの間、当社はその通信について制限します。
2. 当社は、技術上、保守上、その他当社の事業上やむを得ない事由が生じた場合、又は移動通信事業者の提供する電気通信サービスの契約約款の規定もしくは移動通信事業者と当社との間で締結される契約の規定に基づく、移動通信事業者による通信利用の制限が生じた場合、通信を一時的に制限することがあります。
3. 前項の場合、本会員は当社に対し、当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除き、通信が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

#### **第 10 条 （通信速度等）**

1. 当社がモバイル 3G 通信サービス上に定める通信速度は、実際の通信速度の上限を示すものではなく、接続状況、本会員が使用する本 SIM

カード、情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化し、通信速度が低下するものであることを、本会員は了承するものとします。

2. 当社は、モバイル3G通信サービスにおける通信速度について、いかなる保証も行わないものとします。
3. 本会員は、電波状況等により、モバイル3G通信サービスを利用して送受信されたメッセージ、データ、情報等が破損又は滅失することがあることを、あらかじめ承諾するものとします。

#### **第11条 (契約者識別番号の付与)**

1. モバイル3G通信サービスにおける契約者識別番号は、当社が1の契約回線に対して1つ定めることとします。
2. 当社は、技術上及び業務の遂行上やむをえない理由があるときは、契約者識別番号を変更する場合があります。

### **第3章 無線機器及びSIMカード**

#### **第12条 (無線機器利用に係る契約者の義務)**

1. 本会員は、無線機器を電気通信事業法及び電波法関係法令が定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）に適合するよう維持するものとします。
2. 本会員は、無線機器について次の事項を遵守するものとします。
  - (1) 無線機器を変更し、分解し、もしくは損壊し又はその設備に線条その他の導体等を接続しないこと。ただし、天災事変その他の事態に際して無線機器を保護する必要があるときはこの限りではありません。
  - (2) 故意に接続回線に保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
  - (3) 無線機器に登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更又は消去しないこと。

#### **第13条 (SIMカード)**

1. モバイル3G通信サービスの利用には、本SIMカードが必要となります。本SIMカードは、本会員のうち回線交換サービスの提供を受ける本会員については、当社が本会員に貸与するものであり、回線交換サービスの提供を受けない本会員については、移動通信事業者が本会員に貸与するものであり、譲渡するものではありません。
2. 本会員は、本SIMカードを善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
3. 本会員は、本SIMカードを本会員以外の第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。
4. 本会員による本SIMカードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害は本会員が負担するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。また、第三者による本SIMカードの使用により発生した料金等については、全て当該SIMカードの管理責任を負う本会員の負担とします。
5. 本会員は、本SIMカードが第三者に使用されていることが判明した場合、直ちに当社にその旨連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。
6. 本会員の責めに帰すべからざる事由により本SIMカードが故障した場合に限り、当社の負担において本SIMカードの修理もしくは交換（種別の異なるSIMカードの交換はできないものとします。以下同じとします。）をする義務を負います。
7. 本会員は、本SIMカードに登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更又は消去してはならないものとします。
8. 本会員は、本SIMカードに、当社、移動通信事業者及び第三者の業務に支障が生じる変更、毀損等をしないものとします。本会員の責めに帰すべき事由により本SIMカードが故障した場合は、その修理もしくは交換の費用は本会員の負担とします。なお、この場合、本会員は、修理もしくは交換のための費用のほか、当社が別途規定するSIMカード損害金を当社に支払うものとします。
9. 本会員は、本SIMカードの利用料金を、モバイル3G通信サービスの利用料金に含めて当社に対して支払うものとします。
10. 本会員が、本SIMカード以外のSIMカードを使用すると、モバイル3G通信サービスにおける接続サービスの提供が受けられない場合があると同時に、当社及び移動通信事業者の通信設備に不具合が生じる場合があります。本会員が、本SIMカード以外のSIMカードを使用したことに起因して、当社、移動通信事業者及び第三者に生じた一切の損害については本会員が賠償の責任を負うものとします。
11. 本会員は、モバイル3G通信サービスに関する契約終了後、当社が定める期日までに本SIMカードを当社に返却するものとし、当該期日までに返却がなかった場合及び破損した場合、当社が別に規定するSIMカード損害金を支払うものとします。

### **第4章 会員契約**

#### 第 14 条 (契約単位)

当社は、モバイル 3G 通信サービスを提供するにあたり、契約者識別番号 1 番号ごとに 1 の会員契約を締結します。この場合、本会員は 1 の会員契約につき 1 人に限ります。

#### 第 15 条 (契約者が行う契約の解除)

本会員は、当社が別途定める手続きに従い、モバイル 3G 通信サービスの利用契約を解除することができるものとします。

#### 第 16 条 (当社が行う契約の解除)

1. 当社は、第 20 条 (利用停止) 第 1 項の規定によりモバイル 3G 通信サービスの提供を停止された本会員が、なおその事実を解消しない場合には、その利用契約を解除することがあります。
2. 当社は、前項の規定によりその会員契約を解除しようとするときは、あらかじめ本会員にそのことを通知します。
3. 第 20 条 (利用停止) 第 1 項の規定に該当する場合で、その事実が当社の業務の遂行上著しい支障が認められるときは、本条の規定にかかわらず、利用停止をしないでその会員契約を解除することがあります。

#### 第 17 条 (初期契約解除)

1. 本会員は、当社が承諾して入会したモバイル 3G 通信サービスについて、契約成立又は契約書面受領のいずれか遅い日から、その日を含めて 8 日以内に限り、事業法施行規則で定められた初期契約解除を行うことができるものとします。
2. 本会員は、前項に規定する初期契約解除を行使する旨を当社所定の書面で通知するものとし、当社は当該通知を受領した時点をもって契約の解除を承諾するものとします。その場合、本会員は、モバイル 3G 通信サービスの提供に基づいて当社が貸与したサービス加入機器及び本 SIM カード等を当社所定の期日までにすみやかに当社に返却するものとします。返却に係る送料等は本会員が負担するものとします。
3. 本会員は、初期契約解除をした場合であっても、第 23 条 (料金の支払義務) に定める手数料及び別に定める契約解除料の支払いを要するものとします。
4. 当社は、前項の規定に関わらず、手続きの様態等を勘案し、支払いを要するとした手数料及び解除料の免除又は一部減免する場合があります。

#### 第 18 条 (契約の自動更新に係る通知)

1. 当社は、モバイル 3G 通信サービスに係る最低利用期間が定められたプランの最低利用期間終了後の契約自動更新及び定期契約プランの会員契約を自動更新する場合、当該プランの更新月として当社が定める期間 (本条において「更新期間」といいます。) の初日の前日まで、当社が適当と判断する時期に当社所定の方法にて本会員に通知するものとします。
2. 通知する内容には、自動更新後の契約期間と解除料の定めがある旨及びその金額、自動更新をしない旨の申出に関する事項等を含むものとします。
3. 本会員は、前項の通知を受け取ってから更新期間中に当社所定の方法で解除の通知を行わなかった場合、モバイル 3G 通信サービスの自動更新を承諾したものとします。

### 第 5 章 利用中止等

#### 第 19 条 (利用中止)

1. 当社は、以下の各号の一に該当する場合には、モバイル 3G 通信サービスの提供を中断することがあります。
  - (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
  - (2) 第 9 条 (通信利用の制限) により通信利用を制限するとき。
  - (3) 移動通信事業者の約款により通信利用を制限するとき。
2. 当社は、本条に基づく利用の中断について、損害賠償又はモバイル 3G 通信サービスの料金の全部又は一部のご返金はいたしません。

#### 第 20 条 (利用停止)

1. 当社は、モバイル 3G 通信サービスの仕様として定める場合の他、本会員が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、モバイル 3G 通信サービスの提供を停止することがあります。
  - (1) 当社の業務又はモバイル 3G 通信サービスに係る電気通信設備に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれのある行為が行われたとき。
  - (2) モバイル 3G 通信サービスが他の本会員に重大な支障を与える態様で使用されたとき。

- (3) モバイル3G通信サービスが違法な状態で使用されたとき。
  - (4) 前各号のほか、本規約又はプレミアムメンバー会員規約の定め違反する行為が行われたとき。
2. 本条に基づくモバイル3G通信サービスの提供の停止があっても、モバイル3G通信サービスの料金は発生します。
3. 当社は、本条に基づくモバイル3G通信サービスの提供の停止について、損害賠償又はモバイル3G通信サービスの料金の全部又は一部のご返金はいたしません。

**第21条 (契約者からの請求による利用の一時中断)**

- 1. 当社は、本会員から当社所定の方法により請求があったときは、モバイル3G通信サービスの利用の一時中断（その契約者識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。
- 2. 前項に基づき、モバイル3G通信サービスの利用の一時中断を受けた本会員が、当該利用の一時中断の解除を請求する場合は、当社所定の方法により行うものとします。
- 3. モバイル3G通信サービスの利用の一時中断及び当該利用の一時中断の解除の手続きは、請求を受けてから一定時間経過後に完了します。当該利用の一時中断の請求後、手続き完了までに生じた利用料金は、本会員による利用であるか否かにかかわらず、本会員の負担とします。
- 4. モバイル3G通信サービスの利用の一時中断があっても、モバイル3G通信サービスの利用に係る料金は発生します。

**第6章 料金等の支払い**

**第22条 (料金等)**

- 1. 当社が提供するモバイル3G通信サービスの料金等は、月額利用料、契約解除料、手続きに係る料金及びユニバーサルサービス料等、当社が別に定める料金とし、本会員はこれらの料金等について支払う義務を負うものとします。
- 2. モバイル3G通信サービスの月額利用料は、当社が別に定めるものとします。
- 3. 当社が貸与した本SIMカードを紛失、破損した場合及びその他の理由により本SIMカードを当社に返却しない場合のSIMカード損害金は、別途当社が定める料金表に定めるところによるものとし、当社は本会員にSIMカード損害金の支払いを求めることができるものとします。
- 4. 当社は、本規約において別段の定めがない限り、消費税相当額を含まない額（以下「税抜額」といいます。）で料金を定めます。

**第23条 (料金等の支払い義務)**

- 1. 本会員は、その契約に基づいて当社が契約回線の提供を開始した日から契約の解除月の末日までの期間について、以下の各号に規定する料金の支払いを要します。

(1) 月額利用料

月額利用料は、本会員が加入するモバイル3G通信サービスごとに当社が別に定めるものとします。なお、月額利用料には、本項の第2号の料金が含まれているものとします。

(2) ユニバーサルサービス料

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

区分	単位	料金額（月額）
ユニバーサルサービス料	1回線ごとに	3円（税別） (2017年7月1日現在)

(3) 手続きに関する料金

その他以下に該当する手続きに関する料金は、本会員が当社に対し手続き等の申込を行うごとに支払いを要するものとします。

料金種別	単位	料金額
契約事務手数料	1契約ごとに	3,000円（税別）
端末再提供（SIMカード再発行含む）	申込みごとに	実費（無線機器により定める）
SIMカード再発行手数料	1枚ごとに	3,000円（税別）
SIMカード損害金	1枚ごとに	3,000円（税別）

#### (4) 契約解除料

契約解除料は、本会員が加入するモバイル 3G 通信サービスごとに当社が別に定めるものとします。

### 第 7 章 損害賠償

#### 第 24 条 (サービスの利用不能による損害)

1. 当社は、モバイル 3G 通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、モバイル 3G 通信サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その本会員の損害を賠償します。
2. 前項の場合において、当社は、モバイル 3G 通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのモバイル 3G 通信サービスに係る月額利用料、ユニバーサルサービス料、及びオプション等の月額料金の合計額を、発生した損害とみなしその額に限って賠償します。
3. 当社の故意又は重大な過失によりモバイル 3G 通信サービスの提供をしなかったときは、第 2 項の規定は適用しません。

#### 第 25 条 (免責)

1. 電気通信設備の修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている短縮ダイヤル番号、メッセージ、データ、情報等の内容等が変化又は消失することがあります。当社はこれにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償する責任を負いません。
2. 当社は、本規約等の変更により自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

#### 第 26 条 (損害賠償額の上限)

当社が本会員に対して損害賠償責任を負う場合の全てについて、その損害賠償の範囲は、本会員に現実に発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、その総額は当社が当該損害の発生までに本会員から受領した料金の額を上限とします。ただし、当社に故意もしくは重大な過失がある場合はこの限りではありません。

### 第 8 章 保守

#### 第 27 条 (当社の維持責任)

当社は、当社の電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

#### 第 28 条 (契約者の維持責任)

1. 本会員は、無線機器を、当社の定める技術基準及び技術的条件に適合するよう維持していただきます。
2. 前項の規定によるほか、本会員は、無線機器を無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）に適合するよう維持していただきます。

#### 第 29 条 (契約者の切分責任)

本会員は、無線機器が契約回線に接続されている場合であって、契約回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その無線機器に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

#### 第 30 条 (修理又は復旧)

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合はすみやかに修理し、又は復旧するものとします。ただし、24 時間以内の修理又は復旧を保証するものではありません。

#### 第 31 条 (保証の限界)

1. 当社は、通信の利用に関し、当社の電気通信設備を除き、相互接続点を介し接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証することはできません。
2. 当社は、インターネット及びコンピュータに関する技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準及びネットワーク自体の高度な複雑さにより、現在の一般的技術水準をもってはモバイル 3G 通信サービスに瑕疵のないことを保証することはできません。

### 第 9 章 雑則

### 第 32 条 (サービスの技術仕様等の変更等)

当社は、モバイル 3G 通信サービスに係る技術仕様その他の提供条件の変更又は電気通信設備の更改等に伴い、本会員が使用する本 SIM カードの改造又は撤去等を要することとなった場合であっても、その改造又は撤去等に要する費用について負担しないものとします。

### 附 則

本規約は 2017 年 7 月 1 日より施行します。

---

#### <ご相談窓口>

モバイル 3G 通信サービスについてのお問い合わせ、ご相談は最寄りの PC DEPOT 店舗及びピーシーデポスマートライフ店舗又は下記にご連絡ください。

株式会社ピーシーデポコーポレーション トータルサービスコールセンター (営業時間： 9 : 00 ~ 21 : 00)

電話番号： 0570-020-109 (携帯・PHS・光電話から： 045-330-1360)